

「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則第2条の3第1項 第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件

標記について、申請者が審査途中に申請を取り下げた場合及び建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領第12条第1項第二号に規定する評価委員会が評価基準を満たしていないと認めて審査を終了した場合の必要経費の精算方法を、次のとおり定める

第1 用語

- ア 「要領」とは、建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領をいう。
注)「建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領」は、「建築材料及び設備機材評価申込案内」中では「実施要領」としている。
- イ 「事務細則」とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則をいう。
- ウ 「新規及び随時評価」とは、要領第5条に定める新規評価及び随時評価をいう。
- エ 「更新評価」とは、要領第17条に定める更新評価をいう。
- オ 「変更評価」とは、要領第18条に定める変更評価をいう。
- カ 「受付審査」とは、要領第6条に定める協会が行う審査をいう。
- キ 「評価委員会」とは、要領第3条に定める建築材料・設備機材等評価委員会をいう。
- ク 「専門部会」とは、要領第3条第3項に定める専門部会をいう。
- ケ 「幹事会」とは、要領第3条第4項に基づき会長が定める建築材料・設備機材等評価委員会設置規程に定める幹事会をいう。
- コ 「事務局審査」とは、受付審査終了後、幹事会に付議するために協会が行う審査をいう。

第2 申請者が審査途中に申請を取り下げた場合（要領第12条第1項第一号、事務細則第2条の3第1項第一号前段）

(1) 新規及び随時評価

新規及び随時評価にあつては、次の各号により算定した額に消費税等を加えた額（以下本取扱いにおいて同じ。）とする。

- 一 受付審査において、要領第5条に定める評価の申し込みから同第7条に定める評価依頼の承諾までの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、事務細則別表—1「新規評価料及び随時評価料」（申込料、審査料及び登録料内訳）及び同〔参考資料〕「品目別随時評価料」に定める申込料（以下「随時評価申込料」という。）に当該各表に定める審査料（以下「随時評価審査料」という。）の10分の5を乗じた額を加えた額とする。

注)事務細則別表—1「新規評価料及び随時評価料」は「建築材料及び設備機材評価申込案内」中の表—1「新規及び随時評価料」に、及び〔参考資料〕「品目別随時評価料」は同案内中の表—2「建築材料等 新規及び随時評価料」から表—4「機械設備機材等 新規及び随時評価料」に符合する。

- 二 協会が行う事務局審査において、評価依頼の承諾のときから幹事会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価申込料に随時評価審査料の10分の7を乗じた額を加えた額とする。
- 三 幹事会審査において、幹事会への付議のときから専門部会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価申込料に随時評価審査料の10分の8を乗じた額を加えた額とする。
- 四 専門部会審査において、専門部会への付議のときから評価委員会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価申込料に随時評価審査料の10分の9を乗じた額を加えた額とする。評価委員会審査において、評価委員会への付議のときから審査を終了するまでの間に申請者が申請を取り下げた場合も同様とする。

(2) 更新評価

更新評価にあつては、前各号に定める「随時評価申込料」は「更新評価申込料」に、「随時評価審査料」は「更新評価審査料」に読み替えるものとし、読み替え後の更新評価申込料又は更新評価審査料に10分の7を乗じた額とする。

(3) 変更評価

一 事務細則別表—4「変更評価の項目等一覧」の「変更評価料及び手数料」の欄中、「随時評価料の30%」にかかる項目については、次により算定する。

ア 協会が行う事務局審査において、評価依頼の承諾のときから幹事会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価審査料の30%に10分の7を乗じた額とする。

イ 幹事会審査において、幹事会への付議のときから専門部会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価審査料の30%に10分の8を乗じた額とする。

ウ 専門部会審査において、専門部会への付議のときから評価委員会に付議するまでの間に、申請者が申請を取り下げた場合は、随時評価審査料の30%に10分の9を乗じた額とする。評価委員会審査において、評価委員会への付議のときから審査を終了するまでの間に申請者が申請を取り下げた場合も同様とする。

二 前号に定める欄中、「随時評価料の20%」にかかる項目については、前各号を準用して算定するものとし、「随時評価審査料の30%」を「随時評価審査料の20%」に読み替えるものとする。

ただし、同欄中、定額を定めたもの又は「一」が掲記されたものにかかる項目については、必要経費精算の対象外とする。

注) 事務細則別表—4「変更評価の項目等一覧」は、「建築材料及び設備機材評価申込案内」中の表—6「変更評価の項目等一覧」に符合する。

第3 評価委員会において評価基準を満たしていないと認められた場合(要領第12条第1項第二号、事務細則第2条の3第1項第一号後段)

(1) 新規及び随時評価

評価委員会において、当該材料等が評価基準を満たしていないと認められたときは、随時評価申込料に随時評価審査料を加えた額とする。

(2) 更新評価

前(1)に定める「随時評価申込料」は「更新評価申込料」に、「随時評価審査料」は「更新評価審査料」に読み替えるものとし、読み替え後の更新評価申込料又は更新評価審査料に10分の7を乗じた額とする。

(3) 変更評価

事務細則別表—4の「変更評価料及び手数料」の欄中、「随時評価料の30%」にかかる項目については、随時評価審査料の30%を乗じた額、又は「随時評価料の20%」にかかる項目については、随時評価審査料の20%を乗じた額とする。ただし、同欄中、定額を定めたもの又は「一」が掲記されたものにかかる項目については、必要経費精算の対象外とする。

第4 審査の打ち切り

申請者が反社会的勢力との関係にあることが明らかになった場合等審査の続行ができないとして、審査の打ち切りを協会が決定したときの必要経費の精算は、第2を準用し額の算定を行うものとする。

第5 雑 則

- (1) 本取扱いにかかる必要経費の請求は、要領第5条第2項、同第17条第1項及び第18条第1項の定めにかかわらず、評価終了後の各評価料（申込料、審査料及び登録料）の請求の例によるものとし、協会が指定する銀行口座等への振り込みによるものとする。
- (2) 申請製造工場数による加算、重複申請等本取扱いにより難しい場合又は本取扱いに定めるもの以外に必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

附則

この取り扱いは、令和 2年 9月 1日から適用する。

改正履歴

令和 2年 9月 1日制定